

令和6年豊能町議会3月定例会議
総務建設常任委員会

会 議 録

令和6年3月7日（木）

豊 能 町 議 会

令和6年豊能町議会3月定例会議
総務建設常任委員会

年 月 日 令和6年3月7日(木)
場 所 豊能町役場 大会議室
出席委員 5名
才脇 明美 秋元美智子 中川 敦司
菅野英美子 小寺 正人

欠席委員 1名 川上 勲

委員外出席 永 並 啓(議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上 浦 登	副 町 長	高 木 仁
政 策 監	大 西 隆樹	総 務 部 長	入 江 太志
総 務 部 理 事	松 本 真由美	都 市 建 設 部 長	坂 田 朗夫
都 市 建 設 部 理 事	淨 住 修	都 市 建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	田 中 克生
総 合 政 策 課 長	田 中 久志	広 報 職 員 課 長	池 田 拓也
総 務 課 長	寺 倉 義浩	行 財 政 課 長	山 内 拓
税 務 課 長	清 水 義和	建 設 課 長	中 谷 匠
農 林 商 工 課 長	中 谷 康彦	環 境 課 長	中 井 哲
吉 川 支 所 長	竹 内 弘明	会 計 管 理 者	石 井 慎子

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 平田 旬

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和6年豊能町議会3月定例会議付託案件について

- ・ 第5号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- ・ 第6号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例改正の件
- ・ 第7号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件
- ・ 第15号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- ・ 第16号議案 豊能町宅地造成等規制法関係事務手数料条例を廃止する条例
- ・ 第18号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件（関係部分のみ）

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（才脇明美君）

皆様、おはようございます。

皆様、花粉症は大丈夫でしょうか。今年
は花粉症に悩まされる方が、50%もおられ
るということです。豊能町の安心安全な、
花粉はまみれているかもわかりませんが、
豊能町のお米、野菜をしっかりとって体調
のバランスを整えてください。

ただいまの出席委員は5名であります。

定足数に達しておりますので、総務建設
常任委員会を開会いたします。

委員会開会に当たりまして、町長より挨拶
がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登）

はい。皆さんおはようございます。

本日は、お忙しい中御参集いただきまし
て誠にありがとうございます。

本日の総務建設常任委員会ではですね、
第5号、6号、7号、15号、16号とそれか
ら18号議案の関係部分につきまして、御審
査をいただくことになっております。

詳細にですね、御審査をいただきまして、
委員の皆様方に御理解を賜りたいと存じま
すので、どうかよろしくお願いを申し上げ
ます。

簡単ではございますが、開会に当たりま
しての御挨拶とさせていただきます。

本日は、何とぞよろしくお願ひします。

○委員長（才脇明美君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のと
おりでございます。

1. 令和6年豊能町議会3月定例会議付
託案件についてを議題といたします。

第5号議案、豊能町附属機関に関する条
例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

はい。おはようございます。総合政策課
の田中です。

それでは、第5号議案、豊能町附属機関
に関する条例改正の件につきまして御説明
を申し上げます。

着座にて御説明させていただきます。

議案書の4、5ページ及び概要説明資料
をお開き願います。

本件の提案理由は、学校施設等の跡地利
活用に関する必要な事項についての調査審
議に関する事務を行う附属機関を設置する
ため、豊能町附属機関に関する条例の一部
を改正するものでございます。

議案書の5ページをお開きください。

改正の内容でございますが、豊能町附属
機関に関する条例第1条第1号の表に、豊
能町学校施設等跡地利活用検討委員会を加
えるものでございます。

また、附則としましてこの条例は、公布
の日より施行することとし、豊能町特別職
の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例を一部改正し、学校施設等跡
地利活用検討委員会委員長の報酬を月額1
万5,000円、同委員の報酬を月額7,000円と
定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審
査の上、御決定賜りますようお願い申し上
げます。

○委員長（才脇明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

おはようございます。菅野です。

この委員会の役目なんですけれど、私、
公共施設再編検討委員会を傍聴してまいり
まして、豊能町のことを余り知らない方も

有識者でいらっしやったということで、後で、視察に行かれたりしてたと思うんですけど、メンバーはどのようになっていますか。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

はい。総合政策課の田中です。

検討委員会の想定メンバーということでございますけども、まず委員の人数につきましては、14名を予定しております。

その委員の想定なんですけども、学識者、それから自治会からの推薦、それから学校関係、それから福祉の部門からの関係、それから地域の企業さん、それから町の職員というような内訳です、合計で14名というところを想定しております。

○委員長（才脇明美君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

自治会の方は、会長ですか。自治会の会長が自治会の全てとは言いませんけど、自治会の意見をまとめているそういう組織じゃないと思うんですけど。どうですか。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

総合政策課の田中です。

改めて自治会のほうには、こういった検討委員会を立ち上げていくと、御協力をお願いしたいというような御説明については、今後、自治会のほうにお願いしていく予定しております、その中で検討委員会の委員についても、自治会からの推薦というような形で、どなたかを決めていただくというか、自治会のほうから推薦していただきたいというような形で説明に行きたいというふうに考えております。

○委員長（才脇明美君）

よろしいですか。

はい、菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

すいません。

この学識経験者は何名で、豊能町のことをよく御存じの方ですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

はい。総合政策課、田中です。

学識につきましては、2名を予定しております、学識委員につきましては都市計画でありますとか、建築計画、まちづくりの分野で知見がある方。

これまでに、本町の公共施設の検討委員会でありますとか、あるいは都市計画のマスタープランの審議会でありますとか、豊能町のことをよく御存じの委員さんをお願いをしたいなというふうに考えております。

○委員長（才脇明美君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

説明資料のところで、その上に公共施設再編検討委員会って書いてあるんですけども、議員総会の寺脇議員の質問にもあったと思うんですけど、そことの連携っていうのはあるんですか。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

はい、総合政策課の田中です。

公共施設再編検討委員会の連携ということなんですが、公共施設再編の検討委員会自体はもう検討委員会としては無いんですけども、ただ学校施設を検討していく中で、当然公共施設の絡みも出てるかと思っておりますので、そういうところは必要に応じて連携していくというふうに考えております。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。おはようございます。

基本的なことをお伺いしますが、学校施設等ってあります。学校施設等、これ多分今後学校統廃合していくというね、そういうふうな位置づけでこういうふうな文言になってると思いますが、この学校施設等、はっきり言ってどれどれどれどれっていうふうに名称を挙げていただいたら、どんなふうになりますか。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

総合政策課、田中です。

今回のこの学校施設等の検討委員会につきましては、西地区の学校を想定しております、3校区ございます。吉川小学校、東ときわ台小学校、それから光風台小学校と。等と書いておりますのは、学校施設の中にひかり幼稚園もございますので、そういうところも踏まえまして、等というところで書かせていただいております。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

今、西地域とおっしゃいましたけど、東地域はそしたらこの学校施設の今回のこれには入ってこないということなんですかね。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

総合政策課、田中です。

東地区につきましては、一定行政のほうで検討していく必要があるのかなというふうにも考えておまして、今回のこの検討委員会の中には東地区は含めず、西地区のみということになっております。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

あとまた言葉のあれで聞きたいんですけども、今学校施設等っていうふうにな、ありました、跡地利活用ってありますけど、跡地っていうふうな言葉を聞くと何かこの更地にして、それでどう使うみたいなそんなふうに私は捉えてしまうんですけども。そうではない。建物そのものを残した状態で活用という意味でもある。その辺りはどのように捉えたらいいんでしょう。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○委員（中川敦司君）

はい。総合政策課、田中です。

この跡地と書いておりますけども、決してその全てを無くしてしまって、更地にした上での活用というところを前提としたものではございませんので。要は学校としてあった建物が、令和8年4月以降に、どう利活用していくのかというところの検討というふうな意味合いで捉えていただきたいと思います。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

あくまでも西地域の学校、幼稚園みたいなね、そのような先ほど説明がございましたが、先ほど菅野委員のほうからも、参加メンバーですね、学識経験者とか自治会みたいなね、そんなふうなお話ございましたけども、少なくとも学校については、一、二、三、三つかな、光風台、それから吉川、それから東ときわ台かな、この三つですよ。

そうなってくると、自治会っていうふうな言い方でいくと、幾つあんなや。新光風台に、光風台に、ときわ台に、東ときわ台に、吉川五つかな。そうなってくると、自

治会5か所の代表全員が、来られるのか、それともその中の一人だけみたいな形になりそうなのか。

要は、その地域地域で、いろいろ考えていかなあかんのであれば、やはりそれぞれの地域の方の御意見とかも、やっぱり吸い上げていく必要があるんで、各地域から自治会代表して誰か出てきてもらおうとかね、そんなことも必要なのかなと私は思ったんですが、その辺りどのようにお考えですか。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

総合政策課、田中です。

自治会推薦につきましては、各自治会、西地区5自治会ございますけども、各自治会のほうにお願いをしに行くと。なので自治会からそれぞれ出いただくので、5名というような形で想定しております。

○委員長（才脇明美君）

はい、よろしいですか。

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

秋元です。よろしくお願いします。

まず1点、今の質問の続きなんですけど、今回ここには吉川保育所は入らないんですね。まず、その確認です。

それともう1点なんですけど、学校施設を今後どのように活用していくかっていうことの検討が第一だと思うんですけども、そうやってきたときに私は、やっぱり若い世代が、この町の将来を考えていろんな意見言っていたらいいと思うんですが、それは、自治会にそういう若い世代をお願いしようとしてるのか、ちょっとさっき聞き漏らしてしまったんですけども、この14名の中にどのような形になって、入ってくるのかお尋ねします。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

はい。総合政策課、田中です。

まず1点目の御質問ですけども、吉川保育所については、今回のこの検討委員会の中には入っていないというような状況でございます。

2点目の若い世代、どういった形で取り込んで意見を聞いていくのか、取り込んでいくのかということにつきましてなんですけども、今回の自治会につきましては、自治会推薦というところで自治会のほうに、こういった検討委員会を立ち上げるので、委員のほうをお願いしたいというような協力を求めていくわけなんですけども、そのほかにもですね、学校関係というところで、例えばですけどもPTAになるのかわかりませんが、今の学校の運営に関係しておられるような若い世代の方々、そういった方の意見を聞くということで、一応学校関係のほうからも、委員会の中に委員として入っていただけるような体制を組んでいきたいというふうに考えておまして、そういったところで若い世代の意見もお聞きするような形でいきたいと思っております。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

さっき聞き漏らしてしまったんですけど、自治会が5名ですよ、専門の方がお二人。それで、あと福祉とおっしゃってましたね確か。で、学校関係。ちょっとそれぞれの人数をもう一遍お願いします。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

総合政策課の田中です。

委員の内訳でございますけども、学識が2名、それから自治会推薦としまして5名、

それから学校関係としまして3名、それから福祉関係としまして1名、あと企業関係としまして2名、町の職員が1名、合計の14名でございます。

○委員長（才脇明美君）

秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

私ね、やはり若い世代になんでこだわるのかっていうと、やっぱり20年後、30年後ですよ。今やっぱり地域でいろんな形で活動してる若い世代があると思います。学校関係ではなくて、そういうところから選ばないもんですか。

学校関係というのは、PTAっていうふうに理解していいですか。三つの小学校のPTAから1名ずつっていうふうな理解でよろしいのかな。

それと今言った若い世代がこの町でこれから活動していくのに、例えば学校施設がこんなだったらいいなという、そういう発想を持ってる人もいると思うんですよ。

そういう世代をどうやって把握するか別な問題なんだけど、このあたりはいかがお考えなのかお尋ねします。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

はい。総合政策課、田中です。

学校関係というところで想定としましてPTAを想定しておりました。

できるだけ若い世代の御意見をお聞きするというので、例えばですけども自治会の中でもですね、推薦としては各自治会から1名推薦していただく形になりますけども、例えば意見を委員として持ち帰っていただきまして、自治会の中で例えば若い世代の意見を吸い上げていただくとか、そういったところの中でですね、なるべくその地域の中の若い世代の方の意見を聞いてい

くというような形での体制を、とっていきたいと思っております。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございませんか。

はい。秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

もう1点。専門家なんですけども、これは、都市計画とかマスタープランって、こういうふうな知識的な専門家をおっしゃってるのか、実際いろんなところで学校跡地を利用したいろんな展開してますね、各地域で。そういったところに携わった専門家をおっしゃってるのかが、ちょっともうひとつ見えなかったのでお尋ねします。

知識的な専門家なのか、実務というのかな、体験的な専門家をおっしゃってるかわかんないのでお尋ねしますと同時に、これは何回ぐらい想定してるか、この会議をです、この2点お尋ねします。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

はい。総合政策課、田中です。

学識の委員につきましては、今の段階で具体的をお願いをしているというものでございませぬけども、想定としまして、まちづくりの分野でありますとか、都市計画それから建築分野に知見のある先生というところで、これまでも豊能町に関係をいただいている、例えば公共施設再編検討委員会であったりとか、都市計画マスタープラン審議会の委員であるとか、そういった過去にですね、お願いをした先生ですと、豊能町のことも熟知しておられますし、そういった専門的な知見もあるだろうというところで、委員についてはそういう先生をお願いしようというふうに考えております。

2点目の御質問、何回ぐらい検討委員会するのかというところでございませぬけども、

予算としましては3回を予定をしております。以上でございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

素朴な疑問です。吉川保育所はなぜ入っていないんですか。

○委員長（才脇明美君）

田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

都市建設部、田中です。おはようございます。

吉川保育所につきましては、市街化調整区域になりますので外しております。

総合政策課長の田中課長が、全て言った施設は市街化区域の中の施設になりますので。

吉川小学校も同じです。吉川小学校も、市街化調整区域になりますので。

○委員長（才脇明美君）

暫時休憩いたします。

（午前9時48分 休憩）

（午前9時48分 再開）

○委員長（才脇明美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。総務部、入江です。今、田中課長が言いました、基本3小学校を今回の検討委員会では検討していきたいと思っております。

吉川保育所につきましては、認定こども園の状況もございますので、例えばもうはっきりとその見通しというんですかね、それが明らかになったときにもう一度検討委員会を設けて、検討していければと思っております。

今回、3小学校につきましては、令和8

年4月に義務教育学校が開校しますので、その辺が空いていくということが明確になっておりますので、その方向性をですね、先んじて検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

質問すればするほど聞きたくなりますけれど、吉川小学校も市街化調整区域じゃないですか。

そしたら、用途がまた変わってくると思うんですけど、それでもこの会議にのせるんですか、それ。

それと3回じゃないでしょ、それだったら。吉川保育所のところに、もしこども園ができるかもしれないけれども、そのところがもし空いたとしたら、またこの会議を開かなきゃいけないでしょ。

吉川保育所のところにこども園をつくらなかったら、またそこはどうするんだっていう会議を開かなきゃいけないんじゃないですか。そしたら、吉川保育所のあるところって初谷川を観光でもっていかとか、吉川小学校ずっと続いてますよね、道が。そしたら一体で考えないといけないんじゃないんですか。

早くこども園の場所を決めてみたいな、そういう考えはないんですか、副町長。

○委員長（才脇明美君）

はい。高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

今回の跡地利活用検討委員会というものについて、我々想定してるのは、まずはターゲットは3小学校のところをどうしていくのかという、これはもう令和8年の4月開校というのが決まっておりますので、そのあと、スムーズに空くことのないように、

住民の皆さんがそこ空いてしまったら御心配なさるんでしょうし、お伺いしてると空いたら鹿が入ってくるとか、すぐに雑草が生えて、野生鳥獣の棲家になってしまうので何とかしてほしいとの声も既にお聞きしておりますので、そこは隙間なく次の利活用をスムーズにやっていきたいという思いがございましたので、そういう形でまず立ち上げさせていただきたいという思いがございました。

菅野委員が御指摘いただいている吉川保育所なんですけども、今、認定こども園の話がちょっとまだ具体的に進んでおりません。もしこれから、民間事業者のほうといろいろ調整して行って、もしそちらのほうを使うようになりますと、そちら吉川保育所、駅に近いという環境も良いというところもございますので、そちらのほうも使いながらという事業者が出てまいりましてもし使うということであればそこはもう、保育園ということになってまいりますので、この検討委員会の場で議論することもないということもございます。そこんところ見極めさせていただいた上で、とりあえずはまず3小学校どうするのかというところの議論から始めさせていただきますが、認定こども園の話が見えてまいりましたらそこ空くんだということになりましたらそこもあわせて、追加的にやらしていただきたい。改めて立ち上げるとかいうことではございませんで、もしかしたら回数が3回のところで予算組ませていただいておりますけども、それがもう1回増えて4回になるかもわかりませんし、ただ来年度も多分この検討委員会でもしかしたら続くかもわかりませんので、その辺りはまた、議会のほうに、今こんな状況で議論いただいて、こういう形で進んでますんでまた改めて予算のほう、ちょっと認めていただきたいとの御相談も

しながら、進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（才脇明美君）

はい、菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

そしたらひかり幼稚園はどうするんですか。ひかり幼稚園も議論に入れるって答弁されましたけど、そこは抜くんですか。光風台小学校と同じ敷地やから一緒に考えるんですか。

○委員長（才脇明美君）

はい。高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

もし、先ほど私の申し上げたような形で幼稚園を使いたいということも、もしかしたら可能性としてあるかもしれません。

ただ、まずはそこんところを申し上げました、学校のほうどうするのかということころを議論先進めさせていただきたい。

で、もし光風台幼稚園に認定こども園持っていききたいというような事業者がもし出てまいりましたら、当然そこも使っただかかないといけないんですけども、今のところ私ども、そこは想定してないというんですかね。あまりそこにはないだろうと言ったらあれですけども、そののところはあるかもしれませんけども、もしあれば吉川保育所と同じようなスケジュール感で進めさせていただきたいと思ってます。

○委員長（才脇明美君）

はい。秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

今のお話聞いてて希望を持てたなっていうのは、閉鎖したら学校は、移転したらすぐ使えるように、時間空けずに、すぐ活用できるように、町として進めていきたいというお気持ちですね。はい、わかりました。

ということではですね、それはそれでありがたい話だなと思うんですけども、この場

合、今のお話をお伺いすると、この2社の企業っていうのは、ある面、そういうふうなことを考えてくださる企業を、想定してお声かけたいと思ってるわけですね。まず2点目です、これが。

それで3点目なんですけど、私はやっぱり若い世代入れたいので、予算決められてるんですけども、3人じゃなくてやっぱり幼稚園のほうのPTAっていうのかあれば、そこからの方も一人入れていきたいと思う。ちょっと15名になっちゃうんだけど、予算の関係あるけども、ちょっと無理ですかこれは。はい、お願いします。3点お願いします。

○委員長（才脇明美君）

はい、高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

まず幼稚園のPTAの件でございますが、それはまたこちらで検討させていただきます。

で、切れ目のないというところで申し上げましたけども、もし、今私どものスケジュール感で申し上げますと、来年度1年かけて検討委員会のほうで基本方針定めさせていただきたいと思えます。

もしそこで、民間事業者とか、公的な機関、これは社会福祉法人とか、学校法人とかそういったところかもしれませんけども、そういったところで、一度その調査してくれということございましたら、できたらそこでサウンディングみたいなことをさしただいて、その上で公募して、業者のほうを決めていくという流れも一定想定させていただいてます。

それが切れ目のないというところで今我々が思ってるところでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

小寺です。

私いろんなところを視察してね、全然違うなあと思ってんのはね、まずあれはどこだ、厚木市行った時もね、まず、職員がね、若手の職員で1年ぐらい検討してるんですよ。検討をね。順々に、この方向性あそこだったら市か、市の方向性を決めて、それからこの諮問するような形で、こういうのを開かないとですね、町の方針は何も決まってまへんねんと。そやけどあんたらで決めてくださいというようなやり方はちょっとおかしいん違うかなと思ってるんですよ。

弟子屈町も、10年後の弟子屈町はどうせなあかんかいうのをね、40歳代までの職員で決めさせて検討させて、方向性を決めてから諮問すると、そういう方式でないと、あんたら勝手に決めてなというのは、町の主体性がもうないなあとは感じるねんけど、どうでしょうか。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

はい、総合政策課の田中です。

公共施設再編の検討委員会を立ち上げておったときにつきましても、並行して職員の中でもPTというところでですね、いろいろ検討してきたところでございます。

で、委員の御質問、まず町の方針を決めてから諮問するべきではないかという御意見だと思うんですけども、その方針を決めるというそのプロセス自体をですね、皆さんと一緒につくっていくものかなというふうに考えておまして、検討委員会とあわせて町のPTというような形で検討していくんですけども、検討委員会を立ち上げてそこでいろいろ練ってもらうというのも一つの方法かなと思っております。

○委員長（才脇明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

だから主体性をね、町が握らんとあかんと思いますよ、これね。何も決まってません、これも決まってません。あれも決まってません。そやけどどうしましょう、あんたら決めてくださいなと。そういうふうにししか見えへんけどね。

若手をいろんなところからPTをつくらね、思いもかけへん案が出てくるって言うんですよ。見方が、今の幹部の人たち、50歳代の人たちと40歳代、30歳代ぐらいと違うんですよね。新しい感覚で出てくんのを、今の50歳代の人やったら10年後はもう退職してね、いてはれへんねやから、そのプロジェクトを組んだ人たちが遂行していかなあかんわけです。

ねえ、それもあんだ、考えてくださいなと、みんな考えてくださいな言うんやったら、町の主体性なんか何も見えへんと僕は思うけど。諮問したらいいんですよ、こうしたいと。どうですかと。そうやって諮問して、それはちょっとこういうこと考えなあかんのちゃうのと。そういうの考えなあかんの違うのというのを入れてもう1回、町の方向性を出していくと、それがもう筋やと僕は思いますけど。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

はい。総合政策課、田中です。

学校施設ということで、住民さんにとっても非常に思い入れのある施設だというふうに考えておりますので、そこについての利活用については、一緒に考えていきたいというスタンスではございます。

ただ、それを全て丸投げということではなくて町の中でもですね、十分ちょっと並行して検討していきながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（才脇明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

ここで企業というのは、コンサルのことを言ってるんですかね。

それとも、この地域で言うたら、阪急グループの人たちにと、そういう意味ですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

総合政策課、田中です。

企業といいますのは、いわゆるコンサルではなくてですね、地域の中で活躍されておられる企業の意見を聞くというようなスタンスでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

コンサルは、全然入ってこないですか。

この中に入らない。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

総合政策課の田中です。

今回の検討委員会の事務につきましては、コンサルについては入らずにですね、やっていきたいというふうに考えております。

○委員長（才脇明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

この会議は踊ってしまいませんか。みんな思い思いが違う人が入ってきて、思い思いの意見が出てですよ。

それをまとめる人が誰もおらんと、そんな、委員会なんかもうやらんほうがええんちゃいます。

○委員長（才脇明美君）

田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

はい。総合政策課、田中です。

御意見としましては、幅広い御意見を聞きたいというところもございますので、各分野の方々に委員の意見を聞くというところのスタンスですけども、ただそれで御意見がばらばらになって、まとまらないのではないかとここでございますけども、そこには当然町の職員も委員として入りましますし、学識の先生、専門的なですね、知見をお持ちの先生にも入っていただきますので、そこはこれまでの経験もございまして、十分取りまとめていけるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（才脇明美君）

ほかに。

永並議長。

○議長（永並 啓君）

たまに小寺さんと僕一致するんですよ、冗談抜きで。これランドデザインか何かを出した上で出さないと、自治会からというのはどうしても、何となく責任回避みたいに見えるんですよ。

そんなに、今想定されてるメンバーでまちづくりのことを常に真剣に考えておられる住民さんっていないんです。急にぽっと入ってきて、何回か会議してやってくださいって言われたって、本当どっかの見て思いつきでパッと出たようなそういうものになってしまいますよ。

一番ずっと考えてたのは、ここにいる職員であり我々もずっと考えてますけどね。

もっと町として、それでまた他市町村みたいに、いろんな施設がある中の敷地もある、場所もある、いろんなことができる。その中で学校が空きましたじゃないんですよ。

豊能町のこの3校って、将来的なまちづくりの重要な拠点になっていくわけですよ。

それを何か思いつきみたいところで、ポッと出てきました。それで検討委員会から答申出ました。体外、答申に引っ張られるんですようちの町。そういうところでやはり豊能町として、こういったところは持っています。こういった方向性なんですけど、細部にわたっては、もうちょっとどういふものがあるか、住民さんの声も聞かしてくださいみたいな形にしないと、なんか今の委員会したら、何かまとめる前にやっと豊能町を将来的に使えるようにしましたけど、これ何十年も使っていくみたいですな感じになりかねませんよ。

先日自治会長会で説明されましたよね。自治会長会の方がっかりしてましたからね。もっとある程度、こういうものをつくりたいっていうものが出てくるのかなっていうふうなイメージでいたみたいです。

それが、何もない中で丸投げされてきたから、えっという感じの反応でした。

ほとんどの自治会って1年で変わっていきますよ。そういった人たちの中で、豊能町の何十年後の重要な拠点になるところの利活用を考えていくっていうのは、ちょっとね、情けないですよ。

やはりこう教育のほうで生きていくんだったら、教育関連施設をこういうふうな配置してとか。それと福祉のほう力入れていくんだたらそうとか。そういうのをまずは町のほうである程度の方向性示さないと。逆に、委員会も何もない中で振られても困りますよ。

何かあれば、

○委員長（才脇明美君）

はい。田中総合政策課長。

○総合政策課長（田中久志君）

はい。総合政策課、田中です。

この学校施設の再編が、まちづくりと直結していると、まちづくりとつながって

るというのは本当にそのとおりだと思っておりますし、その軸といたしますか、その中心はずれないように進めていきたいと思っております。で、全くその町として考えてなくて、丸投げするということでは本当にございませんで、そこと並行して町内部でも当然検討しながらやっていくというところで、並行して地域の住民様の意見をお聞きするというスタンスでの検討委員会でございますので、そこはそういう御理解をいただけたらと思っております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、永並議長。

○議長（永並 啓君）

今のを聞いて、議会でも特別委員会いるかなって思ったぐらいです。本当に。

それは何年もかけて、たった3回ですよ。ほんで最初なんて、状況説明の資料提供して、いろんな人がちょっと持ち帰ってここではこういう空き校舎を使っていますみたいな感じで、そんな事例がポツンポツンと出てくるような感じに見えるんですよ。でも、我々のやってるのは一気に3校、それぞれの地域の拠点みたいなのところが3校空くわけですよ。

その連携とか、そんなところってなかなかないですよ。

いやそれはもうちょっと豊能町の職員のほうで、幹部の人たちのほうで、これは、将来的にはこういうふうやっていくんだっていうところを示した上で、あと地域の住民さんどう考えていきたいと思いますかとか、何か今地域の住民さんの責任がすごい重く感じるんですよ。

ですからやはりそういったところは、その位置づけっていうものは、小寺委員言われたように、諮問ぐらいの形にしておくとか、先ほどね副町長も言われましたように、

検討委員会の答申を受けて多分そのままいっちゃうんですよ、この雰囲気からすると。それがすごい非常に怖いんで、その状態だったら、特別委員会を考えます。

○委員長（才脇明美君）

はい、上浦町長。

○町長（上浦 登）

今るいろんな御意見をいただきました。

で、この跡地の利活用ですね、検討委員会のメンバーについてはですね、非常に本当に地域の中から地域で、かつ、何ていうかね、地域で生きていく方々、例えば企業についてもですね、例えば、運命共同体だと、そんなことを言ってるような企業さんもですね含めてですね、入っていただいて、御意見をいただきたいと思っております。

今回はですね、この委員の報酬条例ですので、中身につきましてはですね、今日おっしゃっていただきましたようなことも、十分加味させていただきたいと思っております。

私は私なりにですね、今議長おっしゃいましたように、それぞれの小学校のですね、置かれている都市計画法だとかいろんなことが掛かって、吉川小学校では、いわゆるイエローゾーンに掛かって何ができるんだ。もう限られてきてるんですよ。法律的に限られてきてる。

そういうところも踏まえて、私もいろんなとこ、ここはこうしたいなと、ここはこうしたいなとかいうのもあります。そのイメージも、今日いただいておりますのでね、私も持っておりますので、それはもう内部の中でいろいろ議論しながら、ある一定方向性をね、おっしゃるいただいておりますように、持ちながらですね、この委員会を進めていきたいと思っております。

全部ですね、私たちが諮問するという形

で住民の方々にお願いするというような、文化に豊能町の場合はなかなかなくてなかったというのもある、ちょっと慎重にこういうふうな形で皆さんの御意見もお聞きしたいというような形で、今日はお話しさせていただきましたけれども、委員の皆様のですね、御意見も今日拝聴させていただきましたので、それも十分ですね、加味させていただきますながら、できるだけ本当に副町長が言いましたように、令和8年で決まっておりますので令和8年度で空くというようなことですね、少なくとも、少ない間隔ですね、利活用していきたい。

おっしゃいますように町の50年後の計画といいますかね、未来を見ながらということになるかと思えます。それはもう私たちも、肝に銘じて進めさせていただきたいと思えますので、本日はですね、報酬条例ということでよろしくお願ひしたいと。

中身についてはまた皆さんとですね、御議論させていただきながら進めていけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

回数につきましてもですね、一旦は3回で予算上げさせていただいておりますけれども、これはもう3回でコンプライトしたということではございませんので、必要なら、また議会にですね、補正予算をお願いしてですね、進めていくということもさせていただきますので。

すいません。附属機関の設置条例でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（才脇明美君）

はい、永並議長。

○議長（永並 啓君）

いや僕は町長にもっとそれを前面に出してほしいんですよ。それが、選ばれた町長の役割なんだと思ってるんですね。

それをメインにするまちづくりの一番の根幹に関わることなんで、そこを今の上浦町政では、こういった方向で町を動かしていきますと、将来を見つめてこういったふうに使っていききたいと。その中で、そういう範囲に限定した上で、どういうふうに使えますかっていうような振り方をしてもらいたいんですよ。

それがなかったら、存在意義はないんですよ。

それが僕はすごい大事なことだと思うんで、今の上浦町長の思いをぶつけた上で、それをベースにした上で、細部にわたっては、地域の人の声も聞きながらっていうような形にしないと、やはり豊能町の方向性という形では何か、一本筋が通ったものにならないような気がするんで、ぜひともそこは、そういうような形でお願いします。

○委員長（才脇明美君）

先ほど菅野議員がおっしゃってた、吉川保育所とかひかり幼稚園、それは、この学校施設等のくくりで置いとったらいんですよ、等ですよ。施設等ということで。

そして、青写真はあるということで。決められたことはあるということで。青写真は無い。

はい。秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

確認するような形で本当申し訳ない。ある意味期待しますけども。要するに、今の段階で町としてはたたき台、メンバー集まったときのたたき台となるものは、まだできてないという認識でよろしいですね。

で、スタートするときにはもう、そういったものはある程度、今の議長の話じゃないですけど、作っておくというふうな期待をしてるんですけど、まずいですかこれ。

○委員長（才脇明美君）

はい。高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

今、検討委員会の進め方について、いろいろ御意見いただきました。

我々、中々です。この学校跡地利用についてどう検討してきたのかということで申し上げます。

これ公共施設再編のときにですね、検討委員会を立ち上げました。その中でプロジェクトチームということで職員の中でいろんな議論をしてみました。

その一つに学校の跡地どうするのかというところで、PTの中でも議論してきております。

で、公共施設再編検討委員会の答申の中でも、学校の跡地どうするのかというところにちょっと簡単に触れております。

我々とすればその学校跡地利用に際しての基本的な考え方ということで、一定職員の中で検討したものっていうのは一応持っております。

それを、改めて基本的な考え方として、検討委員会臨んでいくということもございませうし、公共施設再編の検討委員会という形でやっている中での学校跡地利用の考え方についての基本的なたたき台というのがあるんですけども、これを町としての考え方というふうに、さらにスケールアップしてっていうんですか、そこを置き換えて、検討委員会のほうに投げていくとか、そういうやり方もあろうかと思っておりますけども、一定この施設再編の中で、学校跡地について検討してきたことについて改めて町の中で、改めてこれで行きますとか、そういうことでまた改めて検討させていただいて、それを町長の考え方も一緒に踏まえさせていただいて、そういうものを検討委員会のほうに町の考え方としてお示しして、それを議論いただくということも考えておりますので、決して丸投げするという

わけございませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（才脇明美君）

質疑を終結でいいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願ひます。

（全員挙手）

○委員長（才脇明美君）

挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

第6号議案、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。よろしくお願ひいたします。

それでは、第6号議案、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件につきまして御説明いたします。

議案書6ページ及び7ページ、条例の概要資料、新旧対照表をあわせてごらんください。

着座にて失礼いたします。

まず、提案の理由ですが、豊能町行政手

続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例が引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下法とさせていただきますが、改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、条例の改正内容について御説明申し上げます。

法の改正によりまして、本条例において引用する法の別表の第2が削除されることに伴いまして、本条例の規定について法改正を踏まえたものとするということでございます。

法別表第2につきましては、特定個人情報の照会、提供等の情報連携が可能な事務及び特定の個人情報が定められていたが、その内容を省令で定めることで、新たに必要とされる情報連携をより、迅速に実施するということが可能となるものです。

まず、第2条関係、定義ですが、用語の定義としまして、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報を新たに追加するものでございます。

次に、第4条関係、個人番号の利用範囲でございますが、まず第1項としまして、法別表第2の削除に伴いまして、条例の規定中同表を引用する箇所について、先ほど御説明いたしました新たに定義された用語に改めるものでございます。

また、第2項としまして、同様の内容が法に規定されているため、重複する条例の規定を削除するものでございます。

次に第5条関係、特定個人情報の提供ですが、第4条第1項と同様に別表第2の削除に伴いまして条例の規定中、同表を引用する箇所について、先ほども御説明申し上げました用語に改めるものでございます。

附則としましてこの条例の施行日は、改正法の施行日と同日となりますが、具体的な日が未定であるため、規則で定めるものとするものでございます。

現時点では、令和6年5月末を予定しております。

説明は、以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（才脇明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい。中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

この新旧対照表といいますかね、この説明の資料ですね。何ページになんねやろ。1ページ目かな、6号議案の。そこの条例の概要ということで、省令で定めることでっていうふうに書いてございますが、これずばり何省になるんですか。

○委員長（才脇明美君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

はい。総務課、寺倉でございます。

総務省になります。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

その同じページの右側になるんかな、参考っていうふうに書いていただいているところに①、②、③ってあって、こんな場合あんな場合みたいなん書いてます。そのさらに下には、①は本町該当なしみたいなことを書いていただいておりますが、それぞれそ①、②、③っていうのは、例えば、こんな場合っていう、もう少し何か具体的な例で何か説明いただくことができますか。

○委員長（才脇明美君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉でございます。

①は独自利用ということで、法の定めにはないけども条例で定めた上で利用する場合という場合で、本町ではそういった事例はございません。

②につきましては、庁内連携と書いてございますけれども、町長部局と教育委員会に分かれますけれども、庁内連携で言いますと町長部局の中で情報提供、照会・提供する場合ですね。

③につきましては、町長部局とか教育委員会部局変わりますけれども、ここを超えて情報の照会であったり、提供であったりする場合は③に該当いたします。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございませんか。

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

今読んでいただいているところですね、参考のところ、まずその第9条の規定によって、個人番号、マイナンバーのことですよと下に書いてあるよね。これが制限されると。制限されてるけど、使いたいんです。だから、どっかに書いてたな、できるとかみなすとか、できる話ばかり書いてある。でも制限されてるっていう、駄目だよと、こんなことしちゃ駄目だよっていうことは、どこにも書いてないんやけど、それを緩和するためのものですよ。

そもそも、制限されてんのやから、勝手に使ったら駄目よ。これのためにこう使いますというのを、うちはないからそっちから取って、あそこにあるや取ってこよかと。それ許しますよ。そういう意味でしょ。違うの。

○委員長（才脇明美君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。

委員おっしゃるとおり、個人番号利用範囲というのが、一定法で制限されているというところでございます。

ただこのために、先ほど申しました①、②、③と独自利用であったり、庁内連携あるいは、教育委員会、町長部局を越えての情報の連携というのが必要であれば、それは条例で定めるということでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

これもね、町は何も考えてませんと。町が考えてるのは、ありませんというのが①でしょ。違うの。

あとは、その範囲を広げてですよ、こういうことを保有するとか、何か書いてあったな、できるとかね、できる場合は、この限りではないとか。こういうふうに見なすとかね。

要するに、本当は制限されてんねんけど、それ外してもいいんだよという条例になってんねや、これね。そう違います。

○委員長（才脇明美君）

はい、寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

はい。総務課、寺倉です。

委員おっしゃるとおり、制限されておるので、先ほど申しましたけれども、庁内連携であったり部局を越えての連携をする場合は、条例で定めることということになってございます。

○委員長（才脇明美君）

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

その拡大解釈を許すということを今決めてくださいよとそういう意味ですか。

○委員長（才脇明美君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉でございます。

今回の条例改正につきましては、法の別表第2の中で、個人情報、特定個人情報を照会できるもの、どういう事務ができるか、照会・提供できるもの、具体的に個人情報が、法の別表第2の中で規定されてるわけですが、それを省令のほうに移行するだけです。内容等が変わるわけではございません。

○委員長（才脇明美君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

結局、今の課長さんのね、おっしゃったことは結局、こういうルールというか、これそのものはもう前からありましたよ。ただそれが、法律というよりも省令で対応できるというね、それに変わっただけなので、大元の内容は全然変わってありませんよと、そういうことですよ。

○委員長（才脇明美君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

はい。総務課、寺倉です。

委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

もう一度参考のところね、特定個人情報、要するにマイナンバーの提供がそれぞれ制限されていますと、2行目ね。

このために、次の場合には法に基づく条例を定める必要があると。そんないちいち国会の法通してたら、遅々として進まないから、省令で何とかやってよと。省令にするから、だから国がやっぱり決めなあかんわけです。これができますと、みなしなさい。そういうもんですよ。

だから、本来できない場合っていうのも

示しておかなあかんのんちゃいます。いや勝手にそんなんできんねやと言われたら、それはちょっと違うんじゃないのと言いたいだけです。

○委員長（才脇明美君）

はい、寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉でございます。

委員おっしゃるとおり、制限されておりますので、それを今まで別表第2のほうで規定していたものを省令のほうで定めるといってでございます。町独自でなしに、総務省のほうで定めるといってでございます。

○委員長（才脇明美君）

よろしいですか。

小寺委員いいですか。

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

いや、本来はどうやったかというのは、全然示してないのね。説明もしてないでしょ。ほんまに必要なんやったら、独自のやつをつくってやっても良いいって書いてんですよ、①番。

それないんでしょ、豊能町には。

○委員長（才脇明美君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉でございます。

委員おっしゃるとおり、参考のところにある①の独自利用というのは、本町にはございません

○委員長（才脇明美君）

具体例を示していただいたら、わかりやすいかしら。

暫時休憩させていただきます。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○委員長（才脇明美君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。
寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。失礼いたしました。

国のほうで独自利用の事務の事例というのが出ておるんですけれども、例えばで言いますと、子どもの医療費助成に関する事務ですとか、障害児の通所給付等に関する支給の事務であったりとか、あとは独り親家庭の医療費助成に関する事務とか、こういったものが独自利用というふうに、事例として出ております。

ただ、本町としてはそういった独自事業の利用というのがございません。

○委員長（才脇明美君）

はい、よろしいですか。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

あくまでもこの今回の6号議案のこの条例、省令にというふうな対応になったので変わりますということでは、前からの内容とは、内容が変わってませんというふうなことだったんですけど、あくまでもこの内容的にいくと、庁内連携とか、庁内の中の町長部局から教育委員会部局へ提供というそういうふうな内容で、あくまでもこの豊能町役場というね、支所もそうですが、その中だけのお話っていうふうな情報提供ということになってますが、何か過去によその地域にいてはったかなんかの方の情報を、何か入手できるみたいな何かそんなような内容のことを何か委員会で何か議論したような、ちょっと記憶あるんですけども、そういったものはまた別、今回のこの省令が変わる、省令によってみたいな影響になるとかいうふうなことはないんですか。別な多分条例かもしれませんけども、

○委員長（才脇明美君）

はい、寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉でございます。そういった町外の情報連携、他市町村への情報連携ですけれども、これについて今回の条例改正、法の改正に伴って何か影響を受けるということはございません。

○委員長（才脇明美君）

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才脇明美君）

はい。挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

第7号議案、豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

おはようございます。広報職員課、池田でございます。

それでは、第7号議案、豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件につきまして、御説明申し上げます。

S i d e B o o k s内、令和6年3月議会にありますが議案書の8ページから11ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表を

あわせてごらんください。

着座にて説明させていただきます。

初めにですが、資料にはございませんが、今回の改正につきまして、その背景について御説明申し上げます。

平成29年の地方公務員法及び地方自治法の改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設され、期末手当の支給が可能となった一方で、勤勉手当の支給については、勤勉手当の支給実績が広がっていない国の非常勤の取扱いとの均衡や、各地方公共団体における期末手当の定着状況を踏まえた上での検討課題とされてきました。

その後、国の非常勤職員におきましては、令和3年度までの間に、対象となる職員に勤勉手当が支給されていること。また、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員との取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするよう、地方自治法が改正施行されたものでございます。

それでは改正の理由につきまして、御説明します。

改正の理由でございますが、先ほど御説明させていただきました、地方自治法の一部を改正する法律の改正内容に基づき、会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とするため所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明します。

第2条は、勤勉手当を支給することができるように、給与の項目に勤勉手当を追加するものでございます。

第13条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給要件につきまして、一般職の給与条例を準用すると規定していると

ころではございますが、次の第14条で、新たに追加する勤勉手当につきまして、支給率は、一般職の給与条例を準用せずに、新たに支給率を定めることから、期末手当につきましても同様に、支給率を100分の120と定めるものでございます。

第14条は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給要件を定めるものでございます。

支給要件につきましては、期末手当と同様に、一般職の給与条例を準用するものでございますが、支給率につきましては100分の48.75と定めるものでございます。

また、任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員が、一会計年度内において、合計で6月以上任用となった場合、及び前年度の末日から任用されていたものが、引き続き新たにその翌日から6月未満で任用され、基準日に通算して6月以上在職している場合に、勤勉手当を支給することができるようにするものでございます。

第24条のパートタイム会計年度任用職員の期末手当、及び第25条のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当につきましては、先ほど御説明いたしました第13条及び第14条のフルタイム会計年度任用職員と同様の規定とするものです。

第12条及び第20条から23条並びに第27条は、新たに条を追加したことにより、引用する条の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

また、豊能町職員の育児休業等に関する条例第7条第2項中、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給要件につきまして、会計年度任用職員を除くと規定していたことから、今回の改正により支給可能となりますので、当該部分を削除するものでございます。

説明は、以上でございます。

御審査いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（才脇明美君）

これより本件に対する質疑を行います。
管野委員。

○委員（管野英美子君）

今の説明の中で、期末手当が定着しているかということなんですけれど、週に15時間でしたか、15.5でしたか、働かないと期末手当が出ないということもありますね。それで、例えば留守家庭児童育成室の支援員さんなんかは、普段はそんなに働かないけど、夏休みも入れたらそのようになる。そういう方々に勤勉手当が出るということですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

この期末勤勉手当の支給要件でございますが、今委員おっしゃられてるとおりですね、一週間の勤務時間が15.5時間以上、六か月以上の継続というのがまず基準になってございます。

この基準に基づきまして、今現在も期末手当のほうは支給をさせていただいてると。

同じ基準に基づいて、今回新たに地方自治法の改正に伴いまして、勤勉手当を支給するというところでございます。

以上でございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

そのことは、わかりましたけど、それによってこの103万の壁、106万の壁、130万の壁っていうことになるんじゃないですか、増額。そしたら、勤務時間を減らしていくようにはならないんですか。

○委員長（才脇明美君）

池田広報職員課長、

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

委員おっしゃられるとおりですね、扶養の収入の範囲ってというのは当然ございまして、所得税上の103万の壁、あるいは健康保健上でいいますと、私どもですと130万円の壁というのがございます。

当然にして今回勤勉手当を支給することに伴いまして、今現在、扶養の範囲内で働いていただいている職員さんにつきましては、どうしても勤務時間を短くしないと、収入を超えてしまうと、扶養から外れてしまうというようなところがございます。

このあたりはですね、本町だけではなくですね、国のほうもその扶養の範囲をどういうふうにしていこうかというところが課題として挙げられているところでございますので、できましたらですね、その扶養の範囲を超えて、お勤めできて、収入とかも安定してっていうようなことになっていけば一番いいのかなとは思いますが、現状ではですね、ちょっとその辺りは、勤務時間をもう若干短くしていただいて、お勤めいただくというところで考えております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

国の施策で、2年間の支援強化パッケージっていうのがありますよね。

一時的な増収であれば、連続2年まで扶養に留まれるということ、そういうこともちゃんと、広報してあげる予定はありますか。

○委員長（才脇明美君）

はい、池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課の池田でございます。

国がですね、今一時的な収入につきましては扶養の範囲から超えた場合であっても一定認めると、扶養の範囲内で納めるという制度は確かに出していただいているところなんですけど、これは一時的あるいは臨時的に、そういう業務に携わった場合につきまして、事業者が証明することによって、その部分は収入換算しないという制度でございます。

本町のほうで、一会計年度という形で、会計年度任用職員さんに一年間お勤めしていただくということですので、整理しますと、これ臨時的にですね、その勤務時間が増えたという整理にはちょっとならないことから、ちょっとそういう証明を出してですね、制限を抑制するというんですかね、ということは今のところは考えてございません。

○委員長（才脇明美君）

はい、菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

すごいせこい話なんですけどね、この壁っていう話がね。私は物すごく出てるわけですよ。議員報酬はね、この130万の壁なんかもうとっくに出てるわけなんですけども。

ものすごく働かないと、取り戻せないって言うんですか、せこい話やけどね。いっぱい働いたらもうそんなことも気にならないんですけど、何が心配かいうたら、この人がいないっていうことですね。

私も、職員さんに知ってる人おれへんって声かけたんですけど、みんな全滅やったんですけどね。

そういう施策は、今後どうされていくんですか。

○委員長（才脇明美君）

池田広報職員課長

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

収入のほうですね、一定扶養の範囲を超えてお勤めをいただいて、家族なり世帯でトータル的に考えていただいたときに、ロスがない収入の範囲っていうのはおおむね160万から170万を超える収入を確保していただいて、初めてそういう状況になるのかなど。

こちらのほうとしまして、今現状そういう形ですね、どうしても勤務していただく時間数を制限していただきながら、何とか業務のほうを遂行しないといけないというところで、特段こういうことをしたっていうのは、何かあるかって言ったら、実際のところ今ないんですけども、できましたら扶養とかということがですね、枠を外れてですね、お勤めをさせていただいて安定的に収入が確保できるというようなほうの制度設計に持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

前々からちょっとね、疑問に思ってた、疑問言うたらあかん、私ちょっと民間の企業に勤めておって、勤勉手当みたいなこんな聞いたことないんですけども、公務員の方はずっとこんながあるんやけども、こんないるのかなあ思てね。いわゆる、こんななくしてしまえという意味じゃなくてね、こんな勤勉手当というような表現じゃなくて、それをもう普通の期末手当の中にもう合算してやったらええんちゃうかなあと思うんやけど、この勤勉手当そのものをちょっと今さらやけども、これってどういうふうな位置づけの手当というふう

考えておいてよろしいんですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

勤勉手当の性質的なものでございますが、私どもはもう今既に期末手当と勤勉手当という形で支給をいただいているというところで、勤勉手当につきましては、一定の業績を評価する、民間でいう業績を評価した上で、その評価に基づいて支給される手当というものになってきます。

具体的に申し上げますと、私ども年度当初からですね、人事評価に基づきまして、こういうことをするという目標を立ててですね、その目標が達成できたかどうかというようなところを、最終評価をした上で、それに基づいて支給している。

今回、会計年度任用職員につきましても、本制度を導入いたしますので、評価表はね、もうちょっと簡易な形で、国が示している例がございますので、それに基づいて評価をした上で出していくと。ですので業績評価に基づく手当というふうな考え方でございます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

なるほど。そういった意味で、よう頑張ったねって、頑張らなかつたねって、そういうふうな差が出てくるというね、位置づけ、そうしたら期末手当って一体どういう位置づけなんやろ。

逆にね、今、私らはせやから今まではボーナスね、夏と冬のボーナス、それはまさしく、中川君がこんだけ頑張ったから、ほんならこのボーナスちょっと上げるわねみたいな、そんなふうなやりとりね、毎年や

ってましたけどもね、上司の人とね。

そういうのが反映したのが、いわゆるボーナス、今で言う期末手当になるんやけども。そしたら、勤勉手当の意味わかったらほんなら、期末手当そのものはそういうふうな、頑張ったね手当じゃないっていうふうなことになるんやねそしたらね。ちょっとそのあたりお願いします

○委員長（才脇明美君）

はい、池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

期末手当につきましては、能力評価に基づいた手当ということになりますので、職員個々ですね、倫理であるとか知識、技能こういう辺りをですね、評価した上で、支給する手当というふうに御理解いただいたらいいかと思えます。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

でね、次お伺いしたいのは、今までは勤勉手当ありませんでした。無かったけど、今回から出るようになりますということで、その数値的なものも先ほど説明をいただいていたのかな。

例えばこれ6分の2ページ、ここはフルタイムの方の勤勉手当かな。100分の48.75かな、勤勉手当がね。その前のページに戻ると、フルタイムの方の期末手当どこか書いてたね。期末手当が100分の120で合ってるのかな。あってるならば、要は今までは100分の120やったけども、勤勉手当の48.75が合算されることになるから結局、大体1.4倍ぐらい。今までの手当が1やとすると大体1.4倍ぐらいの手当になるんかなというふうに私感じ取ったんやけど、それで合ってるんですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

会計年度任用職員の今回条例を改正させていただきまして、期末勤勉手当の年間の合計月数が、大体3.375月ということになります。

ですんで、今年度と比較しますと、1か月弱ぐらいプラスになっているというふうにお考えいただいたらいいかと思えます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員

○委員（中川敦司君）

ありがたい話やね。この間、この内容を全員協議会のときやったと思うんですけど、これによる影響額っていうなことで確か2,200万円の増になる、その辺りもう一遍確認お願いします。

○委員長（才脇明美君）

はい、池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

先日の全員協議会のときにですね、秋元委員のほうから質疑ございまして、令和6年度の影響額でございますが、今中川委員おっしゃるように約2,200万円の増ということでございます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

あとですね、こういうありがたいことで喜ばれるんだと思うけど、その対象者何人ぐらい想定されてるんでしょうか。

○委員長（才脇明美君）

池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

あくまでですね、令和6年度の当初予算に基づく会計年度任用職員を、何人どういう方を任用するというのに基づいて予算を立てております。

令和6年度につきましては、予算上は一応130人を想定しております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

まず確認なんですけども、申し訳ない。

さっきの中川委員の質問の中で、勤勉手当ね、支給される人とされない人がいるような話をされていたと思ったんだけど、まずこれが事実かどうか。この場合誰が、この人にあの人によって決めるのかが、わからないっていうことと、今の中の130人なんですけども、現実わかりませんが、さっきの管野委員からの質問にあったように、当然枠を超える場合がありますよ、ね130万の。となったとき、これ私嫌だと、困ると言った場合、1人でとってる枠を2人にしなくちゃいけませんわね。

そういった実質的な、会計年度任用職員の増減、増になると思うんですけども、このあたりはどのように考えてますか。

○委員長（才脇明美君）

池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

まず支給要件のほうでございますが、勤勉手当を今回改正によって支給させていただきたいという基準につきましては、現在の期末手当と同基準ということになりますので、1週間に15.5時間以上、6か月以上の雇用契約を締結している人について支給すると。でするので、ちょっと極端なことを申し上げますと、令和6年の4月から、週1日だけ、1年間来てくださいという雇用

契約を締結した方については、その要件を満たしませんので、対象からは外れるという整理になってございます。

2点目でございますが、あくまで130人というのが予算上の人数であって、なかなか130万円の壁とか先ほど菅野委員のお話もあったように、勤務時間を抑制しないといけないというようなことがあった場合に、予算上は週5日で、予算を立てておりますが、週2.5日とか週2日の人を2人とか、そうなった場合はですね当然今、予算上は130人で、手当のほうを予算要求させていただいてるところですが、この分は、結局使わないということになりますので、しかるべき時期に減額の補正をさせていただくというようなことになっております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

7号議案そのものはね、国からの話なので賛成とか反対じゃなくて、現状のところの質問で、申し訳ないんですけども。ということはあくまで支給するかしないかってのは契約した勤務時間をきちっと守ってるかどうか、そこだけです。

その人が仕事がよくできるのでできないのなんてそういう判断とこじゃなくて、勤務時間とかですね。

まずこの確認と、それともう一つですけど、会計年度任用職員制度がスタートして、非常にやっぱり良し悪しが出てきて、今まででしたら1人で済んだところを今度2人にしなくちゃいけないとかっていうんで、人探しに困ってるって、ちょっとそういう話も聞いたもんですから、町の職員の仕事をちょっと回るのかなあと、逆にちょっと心配したんですけど、それはいいですね。どこかでまたこの1人分の仕事を2人にし

なくちゃいけない。あっちもしなくちゃいけない。私は、130万の壁を超えたくないとかって、そんな声が出てくるもんですから、そういった仕事に影響はないかどうかだけの質問です。

この2点だけお願いします。

○委員長（才脇明美君）

はい、池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

まず1点目でございますが、委員おっしゃっていただいとおりですね、任用の条件、雇用契約を結んだときですね、もうこの条件に基づいてのみ支給するかしないかの判断をするということになっております。

2点目でございますが、人事担当部局としましても、なかなかそれぞれの所属のほうに、やはり週5日のフルタイムで来ていただきたいという申請がある中でですね、なかなか人材を確保できないということで、2人ないし3人の方でやってもらうということは、業務をしていく中で、やっぱり一定のロスはやっぱりあるのかなというのは感じているところです。

私どもとしましては、それぞれの原課のほうでですね、業務を滞りなく遂行していただきたいというのがございますので、そういう確保のほうには努めていきたいというふう考えております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

ちょっといいですか。

現在6人の休務者が出てますよね、豊能町には。そして私の一般質問では、6人の休務者が出てるということで6人を補充すると、入江部長から聞いたんですけど、会計年度任用職員の人、その代替となるんですか。それとも、この現職員の方

が、6人のかわりをされてるんですか。

ちょっと、これとは離れますけど。

池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

一般質問で、総務部長のほうで答弁させていただいたかと思うんですけども、基本的に職員がですね、休んでしまうというような場合につきましては、その所属長がいてございますので、所属長とちょっと状況の確認等をさせていただいた上でですね、会計年度任用職員を代替職員として、補充するというのがまずベースになってございます。

ただ、例えば1か月だけ休むというような場合に、そこが必要とするのかしないのか、当然1名抜けますので、現場的に何とか、所属の職員でですね、協力して1か月ぐらい頑張れるというような協議が整えばですね、そこに補充するということはいたしません。基本的に休職者が出た場合というのは代替職員をあてがってですね、対応すると。代替職員については正職ではなくて、会計年度任用職員ということでございます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

何かほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才脇明美君）

挙手全員でございます。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

ただいまより、休憩をいたします。

再開は、11時15分再開予定です。

よろしく申し上げます。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○委員長（才脇明美君）

休憩前に引き続き、総務建設常任委員会を再開いたします。

第15号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉でございます。

それでは、第15号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の38ページ、39ページ、条例の概要資料、新旧対照表をあわせてごらんください。

では、着座に失礼いたします。

○委員長（才脇明美君）

はい、開きましたか。

○総務課長（寺倉義浩君）

よろしいですか。

それではまず提案の理由ですが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴いまして、損害補償の算定の基礎となる補償基礎額等を政令で定める基準額と、同額と改定するものでございます。

続きまして、条例の改正内容について御説明申し上げます。

第5条第2項第1号及び別表関係では、非常勤消防団員の補償基礎額を改定するも

ので、改定後の補償基礎額は、団長及び副団長については10年未満が1万2,500円、10年以上20年未満が1万3,350円、20年以上は変更はございませんが、1万4,200円となります。

次に、分団長及び副分団長につきましては、10年未満が1万800円、10年以上20年未満が1万1,650円、20年以上が1万2,500円となります。

続きまして部長、班長及び団員につきましてですが、10年未満が9,100円、10年以上20年未満が9,950円、20年以上が1万800円となります。

また第5条第2項第2号関係では、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を改定するもので、最低額を9,100円に引き上げるものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は、以上です。

御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（才脇明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

危険なお仕事をされてくださるんで、この増額っていうのはいいなと思いますけれど、訓練の状況と、あと欠員が出てるっていうこともあるんで現状ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○委員長（才脇明美君）

はい、寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉でございます。

消防団員につきましては、条例上定数は210名となっております。ただ、やはり豊能町人口減少あるいは高齢化に伴いまして、

現状としまして170名の団員がおります。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

寺倉課長、訓練は。

はい、寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉でございます。

もうコロナも昨年開けましたので、各分団ごとに年度計画を立てまして、通常どおり訓練を行っております。

○委員長（才脇明美君）

はい。中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

この内容なんですけども、公務災害補償って書いてますので、当然ながらどっか公務で出かけておってそこで怪我をしたとか、何らかの負傷を負ったりすることで、例えば1週間ちょっと動けないような状態で過ごさなあかんとかね、そんなふうになった場合に、1週間分を保障するという意味で1日例えば1万2,500円を7日間分もらえるという日額っていうそういうふうな位置づけのこれ金額なんですかね。

○委員長（才脇明美君）

はい。寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉でございます。

今回の消防団員公務災害補償につきましては、例えばその団員が公務上というか団長の命令を受けて、災害現場とかいった場合、怪我をして、それが例えば症状が固定したけど障害が残ってしまう、あるいは亡くなられる場合というのも稀にございます。

そういった場合に障害補償ですね、あるいは死亡補償につきましては、月額が例えば1万2,500円掛ける200っていうのを遺族の方に死亡補償として払ったり、あるいは怪我されて障害が残った場合に、障害年金

という形で、1万2,500円掛ける年間200倍という形で算定したものを払っていくような保障制度でございます。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございませんか。

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

これね、年金もね、施行日を基準にして新しいやつでもらえるんだよね。年金はずっとね。違ってたっけ。

○委員長（才脇明美君）

はい、寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉です。

ちょっと先ほど御説明申し上げましたが、この公務災害補償いろいろ種類ございます。

怪我した場合の療養補償であったり、怪我されて仕事ができない場合に、休業補償がありますけれども、年金としまして障害補償年金と、遺族補償年金がございます。これはもう先ほど申し上げましたけども、団員の方が亡くなられた場合に、遺族の方に、年金として毎年幾らずつ払うとか、あるいは、怪我されて障害が残った場合の年金として障害補償年金として、毎年、補償基礎額掛ける200とか300とかっていうのを毎年払うという年金制度も中に含まれてございます。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

なしということで、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才脇明美君）

挙手全員であります。

よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案、豊能町宅地造成等規制法関係事務手数料条例を廃止する条例を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

それでは、第16号議案、豊能町宅地造成等規制法関係事務手数料条例を廃止する条例の件につきまして、着座にて御説明させていただきます。

議案書の40ページをお開きください。

豊能町宅地造成等規制法関係事務手数料条例を廃止する条例を次のように定めるものです。

提案理由は、宅地造成等規制法の改正に伴い、大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例が改正され、豊能町域の事務を大阪府が処理することとなったため、条例を廃止するものでございます。

それでは、本条例の内容について御説明申し上げます。

議案書41ページをごらんください。

本条例は廃止するものです。

なお、附則第1項において、施行期日を令和6年4月1日と定め、附則第2項では、経過措置として、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の規制により、なお従前の例によることとされる、同法による改正前の宅地造成等規制法の許可を受けた、宅地造成工事の許可の申請に係る手数料については、なお従前の例を適用可能とすること

を規定しております。

説明は以上でございますが、ここで改めて改正された宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法を少し御説明させていただきますと思います。

S i d e B o o k s の全協フォルダー内に、第16号議案関係として盛土規制法というファイルがございますので、そちらをお開きください。

よろしいでしょうか。

本件につきましては、令和5年12月定例議会にて、豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例廃止の件でも御説明した趣旨と同じであります。令和3年7月に発生した、静岡県熱海市における土石流災害等を踏まえ、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法として、令和5年5月26日に施行されております。

では、何がどう変わったのかと申しますと、資料1ページで青色の太枠で囲んでいる部分が、本年3月末までの規制となり、宅地造成等規制法に基づく規制と、大阪府の土砂条例、町の土砂条例に基づく規制があります。

それが本年4月1日より、赤色の太枠で囲んでいる規制内容となることから、今までの宅地造成等規制法と、土砂条例の規制が合わさり、さらに厳しくなった規制となります。

例えば、宅地造成等規制法の目的になかった土石の堆積に伴う崖崩れも規制対象となり、規制区域も町域の91%から、町全域に拡大されたこと、また、規制対象行為に、森林や農地も含まれ、一時的な土石の堆積も追加されたこと。また、検査、報告については、今までは完了検査のみでありましたが、中間検査と定期報告まで求められることになっております。

また罰則につきましても、懲役や罰金が大変厳しいものとなっているところがございます。

説明は、以上でございます。

御審査賜り御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（才脇明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

手数料ということで、今までは豊能町でやってたものが大阪府でやるということなので、今回手数料廃止っていうことなのかな。

これ、当然豊能町で申請しても手数料がかかる、大阪府でも多分かかるのかなと思いますがその辺り、金額的なものなんか差はあるんですか。同じなのか、いや大阪府のほうがもっと高いんかとか安いんかとか、そんなんわからないですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

府のほうに権限が移譲したときの手数料につきましては、申し訳ございません。今ちょっとデータがありませんので、

○委員長（才脇明美君）

データわかりますか、時間があつたら。

はい、田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

申し訳ございません。今現在大阪府のほうの条例を見ましても詳しい金額が記載されておられませんので、今の段階でお答えすることはできません。

○委員長（才脇明美君）

いいですか。

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

小寺です。

今おっしゃってる資料の真ん中の一番右の表かな、説明図のね。

その中で、府の土砂条例は廃止されたと。廃止された。その隣の町の土砂条例も、去年12月の議会で廃止されたと。そやから、ここにかかっている諸々のもんはもう要らんということですよ。

それをどこに行ったのかというと右から三つ目、盛土規制法のところに行っちゃったから、もう必要ない条例ですと。そういうことですよ。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい、都市建設部、田中です。

町の土砂条例、それから府の土砂条例につきましても、3月末をもって廃止になりますので、委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

都市建設部、田中です。

すいません、訂正させていただきます。

3月末ではなくて、4月1日付になります。

○委員長（才脇明美君）

はい。菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

今、新光風台4丁目山側の太陽光、宅地造成法等規制法を違反されていて、是正指導っていうんですかされているんですけども、それもこれからは大阪府がやるんですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

平成21年から権限移譲を受けまして、宅造法の指導を行ってきたところなんですけども、宅造法の権限がなくなりますので、4月からは、大阪府が新光風台4丁目の後ろの違法造成された現場につきましても、指導していってもらう窓口となります。

明日の午前中なんですけども、新しく大阪府が指導していただける窓口の職員と、現場のほう立会いまして、それから今まで業者のほうと、いろいろどう指導してきたのかっていうところも、書類も含めまして、明日引き渡す予定になっております。以上です。

○委員長（才脇明美君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

具体的な話して申し訳ないんですけどね、業者も変わって、業者さんとしっかりと協議されていたそういう資料とかも全部お渡しして、丁寧な対応をしていただけるということですよ。

○委員長（才脇明美君）

田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

明日は、大阪府の担当者と一緒に現場も回る予定をしております、全てが大阪府のほうに権限が行ったからといったとて、町域のことですので、大阪府が現場へ行くときにはもちろん同行しますし、もしかすると土地を所有してる地権者の方から直接こちらのほうに連絡があるかもございませんので、全く関与しないということではありませんので、大阪府と一緒に指導に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

高山で電柱倒れてもね、あそこどうにもならなくてよかったなと思ってるんですけど、これからもパトロールとかも、町がやるんですか、大阪府がやるやるんですか。大変ですけど。

○委員長（才脇明美君）

田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

大阪府サイドがこの条例に基づいて、パトロールをするというふうなことは、今現在聞かされておられません。

ただ、町の通常のパトロール、それから現場に行く際には、担当職員のほうも注意しながら、そういった違法行為がないかというところも念頭に入れながら、パトロールはしておきますので。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

ちょっといいですか。

そういうパトロールするとき、大阪府の職員と豊能町の職員と、そして近隣の自治会の方一人とかは、そういうのは行かれないんですか。

はい、田中都市建設部次長、

○都市建設部次長（田中克生君）

都市建設部、田中です。

近隣の方、住民さんが一緒にパトロールするというのをまず、今まで経験したことはございません。

大阪府のほうもいろいろな関係法令に基づくパトロールをしてた時期はあるんですけども、最近はなかなか大阪府のほうも、パトロールっていうのはございませんので、町のほうで、そうですね警報級の大雨が降った後のパトロールとか、それとか台風とかそういう、ちょっと尋常ではない災害が

起きたときには、必ず町域全域を職員手分けして、パトロールはしているような状況でございます。

○委員長（才脇明美君）

すいません。ちょっとパトロールという言葉にちょっと語弊があったような。例えば今の太陽光の地域でしたら、府の職員と町の職員だけで話しするとか、そういう立会いするのか、それとも、近隣自治会の誰か1人、代表者に行ってもらえるのか。

はい、田中都市建設部次長、

○都市建設部次長（田中克生君）

都市建設部、田中です。

是正指導につきましては、第三者を入れません。

違反されてる方と指導権限を持つてるものですので、そこに、近隣自治会の代表とかという方が立ち入るようなことはございません。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい。秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

秋元です。お願いします。

今回、大阪府のほうで全面的に受けてくれるということなんですけど、今のお話でいくと、住民のほうは何かしらこれはまずいんじゃないかっていう、そういった相談は町のほうで受けてくださるわけですよ。

町のほうが現場見に行くと、これはいけないっていうときは、大阪府のほうへ持って行って対応してくださるといって、そういう流れでよろしいですか。全く町の手から離れるって意味じゃないですよ。

その1点の確認と、それから要するに法そのものが豊能町の前の条例からすると非常に厳しくなってますけども、大阪府全体、各自治体の中も、今回大阪府のこの法律のほうでまとまっているのか、要するにこれ以

上厳しい条例を持ってる市があるのかどうかということを知りたいって意味でお尋ねします、これは。2点お願いします。

○委員長（才脇明美君）

田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい、都市建設部、田中です。

まず1点目につきましては、委員おっしゃるとおりでございます。

2点目のほうにつきましては、権限移譲、この新しくできた条例を元に大阪府下に、権限をおろすのに、受けるか受けなかったというような、まず協議の場がございまして、豊能町については、権限を全てお返しするということでした。

で、資料1のですね、一番最後のページをちょっと見ていただければと思うんですけども。

届出の窓口っていうのがございます。この中に記載されていない市町村の中には、市街化区域の権限は受けるけども、市街化調整区域の権限は受けないとか、というような条件づけで受けているところもございます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、よろしいですか。

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

だからこれは条例じゃなしに、国の法になったという解釈やね。法律になったんですよね。今までは条例でやってた。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

都市建設部、田中です。

委員おっしゃるとおりです。

○委員長（才脇明美君）

はい、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

はい。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才脇明美君）

挙手全員であります。

よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第18号議案、令和5年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件（関係部分のみ）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

順次発言を求めます。

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

総務課、寺倉でございます。

それでは、第18号議案、令和5年度豊能町一般会計補正予算（第10回）につきまして、関係部分に係る提案理由を御説明申し上げます。

S i d e B o o k s内、豊能町議会本会議、令和6年3月定例会議のフォルダ内の第18号議案、一般会計補正予算書をごらんください。

○委員長（才脇明美君）

ちょっと待ってくださいね。

よろしいですか、皆さん。

○総務課長（寺倉義浩君）

まず、7ページをごらんください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

款2．総務費、項1．総務管理費の住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金給付事

業につきまして、こちらは3月補正で計上させていただきますが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越すものでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい。清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水でございます。

同じく7ページ、第2表、繰越明許費補正でございますけれども、総務費、徴税費電算システム改修事業1,167万7,000円でございますけれども、3月補正で計上しておりますけれども、年度内に事業が完了いたしませんので、繰り越すものでございます。以上でございます。

○委員長（才脇明美君）

中井環境課長。

○環境課長（中井 哲君）

はい。環境課の中井です。

それでは、環境課の所管する事業について御説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

補正予算書25ページをごらんください。

（発言する者あり）

○委員長（才脇明美君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

はい。農林商工課、中谷です。失礼いたしました。

7ページのほう戻っていただきまして、繰越明許費の補正のほうの7ページの一番下、6. 農林水産業費、農業費、牧地区ほ場整備事業399万8,000円、それと次のページ8ページになります。8ページの一番上、同じく農林水産業費、農業費、高山地区ほ場整備事業800万円ですが、これは国のほうで補正で追加ということで、補正予算つきましたのでそれに伴う工事費なんです、年内に完了する見込みがございませんので、

次年度に繰り越すものです。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。よろしくお願いたします。

補正予算書10ページをごらんください。

第4表、地方債補正でございます。

追加と変更がございます。

まず上の表の追加でございますが、11. A I オンデマンド交通実証実験事業債につきましては、令和5年5月補正予算に計上しておりますA I オンデマンド交通実証実験事業につきまして、地方債を新たに発行するものでございます。

12. 上水道補助事業債につきましては、令和5年度当初予算に計上しております上水道補助事業につきまして、地方債を新たに発行するものでございます。

次に、変更でございますが、1. 地域公共交通基本構想推進事業債につきましては、特別交付税の措置が受けられることとなりましたので、地方債の発行を取りやめるものでございます。

次の2. 農地中間管理機構関連農地整備事業債から、10. 体育施設整備事業債につきましては事業費が確定したことなどにより、それぞれ減額と増額を行うものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明申し上げます。

○委員長（才脇明美君）

はい。池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

そうしましたら、補正予算書の20ページ並びに33ページから35ページでございます

給与費明細をごらんください。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の人件費事業の退職手当でございますが、任期満了に伴います教育長の退職手当及び普通退職者等合計 6 名の退職手当を補正するものでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

はい。行財政課、山内です。

同じく 7. 基金管理事業でございますが、令和 5 年度普通交付税の再算定により、臨時財政対策債償還基金費で算定された普通交付税を、町債管理基金へ積立てを行うものでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

はい。総務課、寺倉です。

では、21 ページをごらんください。

目 6. 企画費の 11. 住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金給付事業でございますが、こちら物価高騰などの影響を受けている住民税均等割のみ課税世帯に対しまして、10 万円を給付し、支援を行うための費用を補正するものでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水でございます。

同じく 21 ページをごらんください。

項 2. 徴税費、目 2. 賦課徴収費の 1. 町税課税事業の業務委託料 174 万 2,000 円は、電算システム改修等における業務委託料の契約差金による減額と、令和 6 年度税制改正に伴う定額減税対応業務による増額に係る費用を補正するものでございます。

○委員長（才脇明美君）

中井環境課長。

○環境課長（中井 哲君）

はい、すいません。改めまして、環境課の中井です。

それでは環境課の所管する事業について御説明させていただきます。

補正予算書 25 ページをごらんください。

着座にて失礼いたします。

款 4. 衛生費、項 2. 清掃費、目 1. 塵芥処理費の 2. 広域ごみ処理事業、18. 負担金の 3,112 万 1,000 円の減額補正ですが、猪名川上流広域ごみ処理施設組合負担金の減額によるものです。

減額の主な要因としましては、世界的な燃料価格の変動に対し、国民生活、事業活動を守るために実施されました国の電気ガス価格の激変緩和対策により、ごみの焼却に必要なガス料金の負担が想定よりも低く抑えられたことによるものです。

なお本予算につきましては、去る 2 月 9 日に開催されました令和 6 年第 1 回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会において可決、決定されたものです。

同じく補正予算書 25 ページ、款 4. 衛生費、項 2. 清掃費、目 2. し尿処理費の 2. し尿処理事業、光熱水料費の 185 万円の減額補正ですが、衛生センターの電気代の不用額を減額するものです。

こちらも国の電気ガス価格の激変緩和対策の実施により、施設の運転に必要な電気料金の負担が軽減されたことに伴い、不用額が生じたものです。

○委員長（才脇明美君）

はい、中谷農林商工課長、

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課の中谷です。

続きまして、農林商工課が所管するところにつきまして説明させていただきます。

補正予算書 26 ページのほうをお開きください。

款6. 農林水産業費、項1. 農業費、目1. 農業委員会費の1. 農業委員会運営事業の12. 業務委託料の減額ですが、予算要求時には、地域計画策定にあたるアンケート調査集計、また現況地図等の作成を業務委託する予定でしたが、その後、年度が変わってからそれらの業務が大阪府農業会議の支援を受けて実施できることになりましたので、その作業に当たりまして、サポートシステムというのがありまして、その改修費用だけで、実施できることになりましたので、その分不要となったため減額したものであります。

同じく、26ページ、一番下になります。

目6. コミュニティセンター運営費の1. コミュニティセンター管理事業でございます。こちらの12. 業務委託料、こちらが主な減額理由といたしましては、本年1月より指定管理者による管理をスタートさせております。その予定しておりました委託料ですが、指定管理料が抑えられたことに伴いまして減額させていただいたものです。

農林商工課は、以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい。中谷建設課長。

○建設課長（中谷 匠君）

建設課、中谷です。

建設課につきましては、27ページ、土木費の説明欄、2. 土木事務事業から、28ページが一番最後の説明欄1. 通学路等交通安全整備事業までにつきましては、事業費の確定に伴います入札差金などの不用額を減額するものでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

都市計画課のほうからは、29ページの款

8. 土木費、項5. 都市計画費、目3. 公園費の2. 公園・緑地・街路樹管理事業でございますが、国の緊急自然災害防止対策事業の起債対象事業として、ときわ台1丁目の緑地擁壁を改修する予定でしたが、今年度につきましては、起債対象とならなかったため、1,311万円を減額するものです。

説明は以上でございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

歳出の説明は、以上でございます。

続いて歳入について御説明させていただきます。

15ページへお戻りください。

○委員長（才脇明美君）

はい、よろしいですか。

○行財政課長（山内 拓君）

はい、款12. 地方交付税、項1. 地方交付税、目1. 地方交付税、節1. 地方交付税の1. 普通交付税でございますが、実績確定に伴い普通交付税を増額するものでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

はい。総務課、寺倉です。

続きまして16ページをごらんください。

款16. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目5. 総務費国庫補助金、節3. 企画費国庫補助金の2. 住民税非課税世帯等支援給付金事務費国庫補助金でございますが、事務費の確定に伴い追加交付される国庫補助金でございます。

同じく、4. 住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金事業費国庫補助金、5. 住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金事務費国庫補助金でございますが、こちら21ペー

ジの歳出のところで御説明申し上げました物価高騰などの影響を受けている、住民税均等割のみ課税世帯に対し10万円の給付支援に係る国庫補助金でございます。

○委員長（才脇明美君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

はい。行財政課、山内です。

18ページをごらんください。

款20. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として1億2,453万9,000円を減額するものでございます。

次に、目5. 退職手当基金繰入金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました職員の退職手当に係る基金繰入金でございます。

19ページをごらんください。

款23. 町債でございますが、10ページから11ページの第4表、地方債補正で申し上げたとおりでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審査いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（才脇明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

7ページの繰越明許費の第2表ですかね、その内容で質問させていただきます。

2行目ですかね、徴税費ということで電算システム改修事業、年度内に終わらないからというふうなことで、説明ございましたが、税務ってなると大体いつも4月か5月ぐらいに、5月かな、税金のね、いわゆる納付書とかよう来ますよね。

時期的に、そういう、忙しい時期に差し加かってくるんやけども、この電算システ

ムの改修そのものが、これから納付書を送らなあかんそういう作業に何か影響が出るような、ちょっと心配が私パツと思ったんやけど、その辺大丈夫なんではないかな。

○委員長（才脇明美君）

はい。清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

税務課、清水でございます。

今回のシステム改修ですけれども、これは令和6年度の税制改正に伴う定額減税対応のための改修でございますけれども、課税に影響がないように慎重に対応してまいりたいと思っております。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

要は改修が年度をまたぐけども、それがもう今回5月ぐらいに行う、いわゆる納付書送付それまでに何とか間に合う、いやそれよりもまた後になりますよみたいなことなのかその辺り、ちょっと心配で聞いているんです。

時期的にはいつ頃事業が終わると考えておいたらいんです。

○委員長（才脇明美君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水でございます。

こちらの事業につきましては、指定日ですが、6月3日と定められておまして、この日までに確実に終わらないといけません。

納付書発送は、6月中旬発送を予定しておりますので、それまでには確実に終わるように実施させていただきます。

○委員長（才脇明美君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

毎年聞いてるんですけれども、20ページの退職手当の6名なんですけども、わかりましたら年代と、その理由もわかりましたら。仕事を覚えてずっと若いのに出ていかれるっていうのがあったら、やっぱり何かの原因があるかと思うんで、お答えいただけますか。

○委員長（才脇明美君）

はい、池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

今回の退職手当の対象となる職員の年代と事由ということでございますが、まず定年ですね、旧定年を迎えて役職定年をせずにですね退職される方1名、任期付職員で、今年度末任期が満了する職員の退職手当分が3名分、普通退職者が1名、あと特別職、教育長のこれは任期ごとにお支払いすることになってますので任期満了に伴います退職手当を補正するという事です。

で、毎回こちらこのタイミングで補正をさせていただくときにですね、退職事由をということでございますが、私どものほうで聞いている範囲で申し上げますと、自身がやりたい道にまた進みたいというようなところで、退職を決断したというようなものでございます。

以上でございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

ベテランの職員さんが減る、辞めるっていうことで、仕事は回るのかとても心配なんで、先ほどのね、会計年度任用職員の話もありますけれど、ちゃんと確保できているのか、お答えいただけますか。

○委員長（才脇明美君）

池田広報職員課長。

○広報職員課長（池田拓也君）

広報職員課、池田でございます。

急遽退職ということになりまして、当然4月1日から、その退職にかかわらず業務遂行しないといけないということでございます。

わかった時点ですすね、4月1日採用ということで、採用試験なりをしてですね、各所属に迷惑のかからないように、体制整備を図っているところでございます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい。管野委員

○委員（管野英美子君）

29ページの先ほどのときわ台1丁目の擁壁の改修ができないということなんですけど、もう少し具体にお聞かせいただけますか、減ですけども。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

今年度ですね、起債対象となるべく関係機関、国と府になりますが、調整を重ねてきたんですけども、これが府内の市町村の申込みも多く、本町については、令和2年度から令和4年度の3か年、ときわ台7号緑地っていうところで、既存の擁壁の改修工事を実施してきました。

そういう形で、恐らく優先順位のほうが下がってしまったのかなというふうに感じております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

何ページだったかな、21ページだったかな。21ページですね、すみません。

これは何や、6. 企画費の中の11項目め

かな。住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金給付事業、それ以前に、その上の段から10項目が、住民税が非課税、完全に非課税の方の給付に確かこれも10万円やったのかな。

それに続いて今回は、非課税の方はもう既にやってたけども、今回は均等割やね、何千円やったか何かその方が対象で、これ、確か10万円、これも10万円とおっしゃってましたっけね。

○委員長（才脇明美君）

はい、寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

はい。総務課、寺倉でございます。

住民税非課税世帯の給付金は、昨年6月に予算承認いただき、まず3万円の分は秋に支給させていただきました。12月補正でプラス7万円も承認いただきましたので、順次振り込みしてる段階で、合わせて10万円ということで今回の均等割のみ課税世帯の方も同じく10万を一括してお支払いするという形になります。

○委員長（才脇明美君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

交付金として、これなんぼや、5,500万ということなので、人数的にはそしたら10万円で割ることになるから、550人を対象と考えているということですかね。

○委員長（才脇明美君）

寺倉総務課長。

○総務課長（寺倉義浩君）

はい。総務課、寺倉です。

委員おっしゃるとおり、550世帯で見込んでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、ほかにございませんか。

はい。菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

同じく21ページの徴税費174万2,000円で、減と増があるって言われたんでちょっと具体的に教えていただけますか。

○委員長（才脇明美君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水でございます。

では、内訳を申し上げます。

まず増の部分ですけれども、定額減税対応にかかる増額分が、1,165万7,000円になります。

減の分ですけれども、電算システム改修等における業務委託料の差額ですけれども、全部で4項目ございます。

まず一つですね、デジタル空中写真撮影等業務、こちらで23万7,000円の減。それから、森林環境税課税対応業務が、こちらが374万2,050円の減。三つ目ですが、個人住民税特徴税額通知電子化対応業務、こちらで176万700円の減。最後に、地方税共通納税システム税目拡大対応業務、こちらで417万5,000円の減で、トータル911万5,000円の減でその差額が、174万2,000円ということでございます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございませんか。

ありませんか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託された案件は全て終了いたしました。

続きまして、その他について委員間討議を行う事項は何かございませんか。

はい。菅野委員。

○委員(菅野英美子君)

視察に行ったらどうかということで、今この委員だったら、空き家対策とかということ、言っているの、行くところをみんなで見つけようということ、提案したいと思います。

すいません。もう1点ね、今度はこっち向きなんですけどね、議案を一生懸命勉強してるんですけど、町のホームページにね、虫眼鏡のところ入力したらね、何にも出てこないんです。インデックスの下にばあっと出てくんねんけど、それもあんまり役に立たないので、私はヤフーの画面から豊能町、スペースでなんか入れたら出てくるんです。

それをね、是正してもらわないととてもこの審議に影響があると思うんですが、予算も入ってないかもしれへんけど、塩川町政下で、ホームページが改正されたんですけど、改悪になってる、私からしたら。前もあいまい検索をしてくださって、内田部長のときですかね、あいまい検索できるようになったから、できたら前に戻して欲しいかななんて思うんですけど。

ちょっと答弁いただけますか。

○委員長(才脇明美君)

はい。高木副町長。

○副町長(高木 仁君)

委員御指摘の点については、こちらのほうで確認させていただきまして、使いやす

いっていうんですか、見やすい検索しやすいようなものにさせていただきたいと思います。

○委員長(才脇明美君)

はい、いいですか。

視察の件ですけど、私たち総務建設委員で視察に行きましたけど、やはりそういう視察のときはやっぱりね、理事者側の方も、やっぱり若干名一緒に行っていただきたいなあと思ったんです。今回も、私たち厳選して視察に行きました。

そしてとっても、何度も言いますがワクワクして帰ってきたんですけど、また同じように説明に業者側というか、来られて二度手間になりますので、そちらとも日程とか調整はしたいと思いますので、ぜひとも、総務建設に携わってる方は、ちょっと行ってほしいなと思うんですけど、何か御意見はございませんか。

○委員長(才脇明美君)

はい。高木副町長。

○副町長(高木 仁君)

調整させていただいて、行けるようであれば調整の上行かせていただきます。

○委員長(才脇明美君)

お金がなかったらこちら調整させてもらって。

○委員長(才脇明美君)

はい、秋元副委員長。

○副委員長(秋元美智子君)

今、菅野議員がホームページのこと言いましたけども、職員の皆さんの中でどのぐらいホームページ見てます。本当にひどい。

上のほうに、丸く空き家だのなんなの四つぐらい並んで、そこ見たってインデックス見当たりませんと。何なんだと。

だから、私は行政は幾らいい施策打っても、すぐそれがホームページに反映されないんです。これは考えていただきたい。

こないだ質問で、観光のことも出てましたけど、お寒い限りですわ。

ですから、皆さんの中でどんだけホームページ見てらっしゃるのか、逆に議員だけが見てわあわあ言ってるのかな。

本当にひどい。だからね、これ本当に一遍みんな考えていただきたい、町として。

お願いします。

○委員長（才脇明美君）

私からも、ホームページですけど、観光にしたって、2年も3年も前のことまで載ってるんです。

あり得ないですよ。

担当部局というか、その課がなぜ見てないかということですよ。

見てないんですかね、どうでしょうかこれ答弁できますか。

最近では、高山で何か、何づくりそれだけですわ。

あとは2年、もう終わったものがずっと載ってる。

はい、高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

委員の皆さんから厳しい御指摘いただきまして、ホームページの件については申し訳ないというふうに思っております。

また御意見を踏まえまして、先ほど申し上げましたけどもこちらのほうで、もう一度ホームページのほう、どういうふうに見やすくするのかということも検討させていただきまして、検索しやすいようなものにしていきたいというふうに思いますので、更新できてないようなものについてもそれは落としていく、新たにアップしていくというところもあわせてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（才脇明美君）

すいません。

これホームページ幾ら払ってましたっけ。

結構です。

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

視察の行き先を、個人で提案されたらどうでしょうかという提案です。

○委員長（才脇明美君）

はい、いいですか。

行政視察についてですが、菅野委員から空き家について意見がありましたが、テーマ、時期、場所について、後日、意見をいただき、協議をしたいと思います。

よろしくをお願いします。

何か御意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

以上で、委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

異議なしと認めます。よって本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり町長から挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登）

はい。ありがとうございます。

総務建設常任委員会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日提案させていただきました議案に対して、慎重に御審査を賜りまして誠にありがとうございます。

いただきました御意見等、特にです。5号議案、それから先ほどいただきましたホームページ、それから視察の件等々もですね、いただきましたので我々としてはしっかりと受け止めさせていただきますと思っています。

引き続きの御理解、御協力をいただきま
すようお願いを申し上げまして、本日の
閉会の御挨拶にさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（才協明美君）

ありがとうございました。

これをもって総務建設常任委員会を閉会
いたします。

どうも皆様お疲れさまでございました。

午後0時14分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会

委員長